

FABO

規約

(名称)

第1条 本団体は、FABO と称する。

(事務所)

第2条 本団体の事務局、団体所在地は、横浜市中区に置く。

(目的)

第3条 本団体は、三浦市の海洋環境に関する活動(事業)を行うことにより、海洋生態系の保全を目的とし、2024年1月20日設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本団体は、関連するすべての法令の遵守のもと、前条の目的を達成するために海洋環境保全活動、広報的活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 漁業者と連携した、または独自の海洋環境に関する情報発信
- (2) 海洋環境保全イベント
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本団体の会員は、いかなる場合も各都道府県で定められた漁業調整規則を遵守し、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会(更新)申込書を代表に提出し、代表の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 総会において別に定める

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 総会への参加の意思確認が取れないとき。
- (3) 当団体のグループLINEから退会したとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号に該当する場合は、総会もしくは役員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 会費の納入を怠った場合
- (3) 活動ごとの規約やルール、注意事項に違反した場合
- (4) 本団体の名誉を傷つけ、または本団体の目的に反する行為をした場合
- (5) 各都道府県の漁業調整規則に反する行為、また疑われる行為を行った場合
- (6) 犯罪その他の信用を失う行為を行った場合

- (7)登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (8)その他除名すべき正当な事由がある場合
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う機会において、当該会員に弁明の機会を与える。
- 3 前項の確認において規約違反が認められた場合には、本団体より地元漁業者へ即時に報告するものとする。
- 4 前項(5)、(6)において規約違反が認められた場合には、所定の手続きを経ることなく即時除名とする。

(役員)

第10条 本団体に次の役員を置く。

- (1)代表 1名
 - (2)理事 1名
 - (3)会計 1名
 - (4)監査役 1名
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

- 第11条 代表は、本団体を代表し、その業務を統括する。
- 2 理事は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監査役は、団体の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

- 第12条 役員が次に該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。
- (1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

- 第13条 本団体の総会は、正会員を持って構成し、年に1回年度末月に開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
- (1)会則の変更
 - (2)解散
 - (3)事業の変更
 - (4)事業報告及び収支決算
 - (5)役員を選任又は解任
 - (6)その他団体の運営に関する重要事項
- 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、代表への議決権を委任する委任状を代表へ提出することにより出席と見なすことができる。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

- 第15条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。
- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第16条 代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第17条 本団体の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、本団体の最初の事業年度は、本団体設立の日から2025年3月31日までとする。

(事務局)

第18条 本団体の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第19条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(変更)

第20条 この会則は、総会において、出席者および出席と見なす者の過半数の承認がなければ変更できない。

附 則1. この会則は、2024年1月20日から施行する。

附 則2. 2025年3月8日、一部条分の追加および変更、施行